

本傳

平成24年9月1日号

判例評論

No.643

最新判例批評

井上 典之
丸山 雅夫
藤井 俊二
杉本 和士
行澤 一人

特報 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件
(公調委 24. 5. 11 裁定) 3

判決録

No.

2154

商事一样。

<刑 事> 2件.....13

定価1400円

句
刊

判例時報社

—細目次は次頁—

<商 事>	1件
<刑 事>	2件

〈知的財産権〉 2件 95

<民事> 4件.....75

◆取高裁判例要旨 (平成24年3・6月号)

—細目次は次頁—

判例時報社

種類
第十八年六月
十一日
第十九年九月
一 日
發行通卷二
五四號每月一
十 二 十一日發行

判例時報組目次 No. 2154

平24. 9 . 1 号 平

例時報総目次 No. 2154

◆特報◆

判例評論◆◆

◆判決録◆

裁判申講事件(公調委裁定24・5・11)…

—神栖市におけるヒ素による健康被害等責任

賠償責任が認められた事例

濁防止上の監視義務等を負っていた県の損害及び農業被害が発生したことに付いて、水質汚泥により、地下水を利用していた住民に健康被害が発生した事例

していた毒ガス兵器の原料による地下水汚染不法投棄された有機ヒ素化合物(旧陸軍が製造

△墓地を所有・管理する寺院に対する右墓地の区分画使用者による無典礼方式での妻の遺骨の埋蔵の妨害禁止請求が認容された事例
宇都宮地判 24・2・15

○発明の名称を「医療用器具」とする特許発明について、主に引例である甲一に、相違点一に係る構成を示唆する記載、それを試みたは必ずあるとの具体的な示唆等は何ら存しない。

扶助力が弱い方のための支援制度について

4.11 493

△商品先物取引により損害を被った顧客が、仲介会社・同社の取締役及び勧説した従業員に対し、顧客に適合性がないのこれを見無視し

△該併用投与する構成が記載された引用例から、当に同じまる場合、当業者は、これらを併用ができるとされた事例（知的財産高判24）。

◆判決錄◆

（）東京地方検察官（）大蔵（）東京判事の
刑 事
4・11
償請求が認めされた事例（名古屋地判24・
てなした違法勧誘によるとして求めた損害賠

◆最高裁判例要旨(平成二四年五月分) 師	◆最高裁判例要旨(平成二四年五月分) 師
144	られた事例(最三決24・1・30).....
138	(○睡眠薬等を摂取させて数時間にわたり意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせた行為につき傷害罪の成立が認められた事例(最三決23・12).....
6	(○特定認定が是認された事例(最三決23・12).....
138	(○強制萎姦罪は罪の成立を認めたが、故意半ばの事実認定が是認された事例(最三決23・12).....

○内緒解消後、財産
務者が死亡した場
相続性(積極) (一)
△マイターネットの
込みが不法行為
のみの発信者の調査
例(東京地判 24.)
△貸主異性から借主
ににつき、右貸付け

(X) らか 国に於し 旧日本陸軍が隼 緑にする

(b) 両建てについて
原告は、平成二〇〇一年一月一二日ハアフリドト取引の責任者である被告丙山に對し、電話でターミムをつけ、被告丙山と喧嘩の言い合ひになつたが、被告丙山は、して、原告に無断で、金の買いを手仕舞いし、すべてを白金の壳りにしてしまつた。
同日ごろ、被告乙野が原告の訴へ説明に来て、被告乙野が原告の訴へ説明に来て、原告に、「こうすれば大丈夫だ。」と言つた。
接觸のない被告丙山から電話があり、「自金の壳りを持つてゐる人は危険ですから、一時的に止める必要があるのです。」と告げられて来て、被告乙野が帰つた後、これまで全く金の壳りを持つてゐる人は危険ですから、
消費者金融のアコム株式会社から一〇〇万円を借り入れ、父から五〇万円を借りて、取引資金を捻出し、被告会社に一一〇〇万円を持參した。

○一一枚が両建てで、白金の壳り合計一枚と買いました。
被告丁川は、両建てについて原告が理解できぬよううちに説明をせず、混乱している。被告丁川らは、両建てについて原告が理解できぬよううちに説明をせず、混乱している。原告に兼じて半は強引に両建てにしてしまつたものであり、両建てをすむことにまつた事前に原告から明確な了承を取つていなかつたのである。

い。い。

(c) 適用法金等

これを徴表するものである。

(i) という無意味な売買のことで、特定売買の発生しているため、損失が発生することの取引益を出すがそれを上回る手数料損益が発生していいる。委託者が食い物にされたことの取引目的的下、委託者が商品取引員の手数料特定売買の頻度が、月間売買回転率が三回、手数料化率が一〇%を超える場合は、違法といわれますのでの裁判例では、概ね特定売買比率が一〇%で、月間売買回転率は、概ね特定売買比率が一〇%である。

(b) 本件においては、以下の事実が存在する。

(a) 特定売買について

本件の特定売買率は、四八・一五%である(全取引の特定売買率は、四八・一五%まである)。また、月平均売買回数は、九〇回である(全取引期間一八日、全取引件数五四回)。

売買回数二六回)。

本件の特定期間一八日、うち手数料化率は、七八・三六%である(差引損益合計一〇九一万一三九五円、うち手数料合計八五四万九九〇円)。

これらは、特定売買比率一〇%、月間売買回数二六回)。

また、不法行為を構成する。

（ア）一任売買（実質一任売買）

a 適用法令等

被告らは、受託契約規則第六条（売買指
示に基づき、売買取引を受託する際に
して、原告に本件取引を躊躇せねばうど
になり、必ず損を取り返す。」と断言
万円用意すれば、今度は私があなたの担当
い、「直ちに六〇〇万円用意しろ。」と強く言
日、原告を敷状態にしてた上、「今回件
はすべてあなたに責任がある。」と強く言
D 被告が原告は、平成二〇年一月二一
日に本件取引を行なう前に筋談した。
ものとは違います。」等と断言して、執拗
業のハイアフリックは特許を取つつもりで
プリッド取引は必ず安全です。」「大起産
C 被告乙野は、原告に対し、「ハイ
は、断定的判断の提供に該当する。

「必ず損は取り戻せる。」といふ言葉など
確実であるかのような説明、あるいは
かります。」といふ言葉、一定の利回りが
いたとえば、「今始めれば絶対に儲
かります。」といふ言葉を構成する。

原告は、被告が本件取引を行なうに當り、業界のハドリック社は必ず安全です。」大起産業のハドリック社は必ず安全です。」北辰物産の保険について述べました。「等と断言して、勧誘に本件取引を行なうに勧誘した。

c 被告乙野は、原告に対し、「ハイ一必ず損は取り戻せる。」とこう言葉などは、断定的判断の提供に該当する。

b たとえば、「今始めれば絶対に儲かります。」といふ言葉、一定の利回りが確定であるかのような説明、あるいは、「まだ不法行為を構成する。

a (オ) 一任貿買(実質一任貿買) a 告らは、受託契約準則第六条(売買指

(イ) 説明義務違反の原則に違反し、違法である。

a 原告は、商品先物取引の知識、経験及びその外務員は、商品先物取引につてあるべき余裕がない一般投資家が参入するところを有し、知識及び経験にてしく、資金的に成一九年一月一日から北辰物産に勤められたのみであり、株式投資等その他の投資経験もなかった。

b 原告は、商品先物取引未経験者の保証措置期間として、保育金指置が取られないといふよつて、原告は、本件引開始から三か月間を商品先物取引未経験者の保証措置期間としているから、被告会社の従業員らるため、一定期間の習熟期間を設け、その知識や経験にて新しい規委託者を保護するに制限しなければならないときれいに内間は取引の規模(建玉の数数量)を一定以内に規則するから、受託者にかかる規則第一項四号(説明義務)に規定する規則第五条第一項四号(説明義務)にも準用に基づき、商品先物取引の仕組みであり、従来、国内公設市場における商品取引業界の自主規制基準においては、先物取引業者の善管注意義務(契約締結過程を標準化・勧誘するものであれば、その仕組みと危険性についてわからず説明して、いすれについても原告の十分な理解を得なければならぬ義務(説明義務)を負う。月一日ころからは、上記期間及び建玉枚数は各社まちまちとなつたが、上記改正の商品取引法が改正された平成一一年四月三日間で、一七〇万円の委託証拠金を入金させられ、本件引開始後一週間に三七〇万円五〇万円と入金せらざつていた。

c 原告は、本件引開始後わずか三日間で、一七〇万円の委託証拠金を立て続けに一〇一萬円、一〇〇万円、五〇万円と入金せらざつていた。

d 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

e 原告の年収は約六〇〇万円(税込)のみであり、本件引開始当初の金融資産は預貯金が約一五〇万円あるだけであった。

f 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

g 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

h 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

i 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

j 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

k 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

l 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

m 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

n 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

o 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

p 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

q 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

r 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

s 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

t 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

u 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

v 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

w 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

x 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

y 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

z 原告は、商品取引未経験者の保証措置期間にて、建玉枚数の一一定数は、原則として一〇枚とされていた。

商品市場における売買取引につき、顧客が実であります。商
品取引所法二二四一条一号。これに準
じてその
委託を勧説するには、禁止されてい
る。反し
た場合、取引上の信義則にも反

② 取引を学習して累積するところにあります。③ 株式投資も経験がなく、自己責任を要する商品先物取引より複数の取引を行なう場合に、適切性原則に基づく一定取引量を超える顧客が申告した投資可能金額の三分の一とされる商品先物取引は極めて高リスクが規定されている。

④ 告白者が本取引による元本欠損の可能性について、原告が理解しきるうのみ説明を何ら記載すべし旨を受けて、被告会社の受託業務管理規則でも、同趣旨の保護措置が規定されている。

⑤ 本取引の勧誘及び受託は、適合性原則による本取引の不適格者であり、求める商品先物取引ト取引のみならず、難解なハイブリット取引のみならず、通常の商品先物取引の仕組み、危険性、手手する手段が多く、④原告が本取引による元本欠損の可能性について、原告が理解しきるうのみ説明を何ら記載すべし旨を受けて、被告会社の適格な資金を用いていた。

⑥ したがって、被告会社の従業員らによる本取引の勧誘及び受託は、適合性原則による本取引の不適格者であり、求める商品先物取引ト取引のみならず、難解なハイブリット取引のみならず、通常の商品先物取引の仕組み、危険性、手手する手段多く、④原告が本取引による元本欠損の可能性について、原告が理解しきるうのみ説明を何ら記載すべし旨を受けて、被告会社の適格な資金を用いていた。

